

令和5年度

# 教育行政要覧



国指定史跡を目指す『与論城跡』



与論町教育委員会

与論町教育委員会事務局  
〒891-9301 与論町茶花1418番地1  
TEL 0997-97-2441  
FAX 0997-97-4196  
令和5年6月 発行



町章（昭和41年1月1日制定）



町木：島クロキ・ガジュマル



町花：ハイビスカス

丸い輪（和）の中に「与」の字でダイヤをかたどり、わが島をたたえ、いやさかえに豊かな島の躍進をおもう。

### 与論町民憲章

わたくしたち与論町民は、恵まれた自然と祖先の遺訓である「誠」の伝統に誇りをもち、積極性と創造性を培い、島の永遠の繁栄をめざして、ここに町民憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは、きまりを守り、平和で生きがいのある町をつくります。
- 1 わたくしたちは、仕事に喜びを持ち、豊かな住みよい町をつくります。
- 1 わたくしたちは、進んで心身を鍛え、活力に満ちた明るい町をつくります。
- 1 わたくしたちは、自然を愛し、花と緑の美しい町をつくります。
- 1 わたくしたちは、教育に力を注ぎ、風格のある文化の町をつくります。

三	二	一	町 民 歌
心むあ名 をかこ残 かあむしがり があすをれも やぶし寄ゆ くこのせか あのわびるし す町がい がに与今百城 論を合の 待こ知ケ跡 つのり浜 て郷 いに る	ゆ玉畑港 たなにに まあかすキ世 こあに汗ビ紀 と伸ものの のこび 花のるう茂声 が島つるす にわくうれ 咲がしたば きこ与く 香の論 る土 に	あ自朝黒 か然日潮 みあるのには んあくめ燃る な進ぐえか のこむみるに 夢の が空わ拓さ明 にがきんけ あ与つごわ ふこ論つ礁た れのり て海 るに	益内 田与 元詩 甫守  作作 曲詞

（町制施行20周年を記念し、町木、町花、町民憲章、町民音頭が昭和58年6月18日制定された。）

# 1 与論町の教育行政について

## (1) 教育行政のグランドデザイン



## (2) 教育行政の基本方針

本町の教育は、日本国憲法及び教育基本法の理念や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、県の教育方針、地区教育行政の教育目標、与論町教育大綱に基づき、グローバル化・少子高齢化・高度情報化など変化の激しい社会に対応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人間の育成に努めます。

また、家庭・学校・地域社会等との一層の連携を図り、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目指し、与論町の教育的な伝統や風土を生かした「誠の教育」を推進します。

さらに、「誠の島」と謳われ、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠である」と讃えられた美しい自然と風土を保存・活用し、基本的な生活習慣を身に付け、法やきまりを遵守し、主体的・積極的に行動できる人間の育成を目指します。

そのために、次の5つの重点施策を掲げ、教育行政の推進・充実を図ります。

- 1 豊かな心と健やかな体を育む教育
- 2 社会の変化に対応し、自立する力を育む教育
- 3 信頼され、地域とともにある学校づくり
- 4 地域全体で子どもを守り育てる環境づくり
- 5 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

## (3) 教育行政の重点施策

\* 下線部は令和5年度に重点的に取り組む事項

### (重点施策1) 豊かな心と健やかな体を育む教育

変化の激しい社会を生き抜いていく上で必要な、他人を思いやる心や感動する心、夢や理想をもち、粘り強く学び努力する人材の育成に努め、豊かな人間性の礎となる体力・気力を醸成する教育を推進します。

#### 1 道徳教育の充実

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校段階や発達段階に応じた道徳教育の充実に努めます。

- 豊かな人間性・望ましい価値観や正しい判断力の育成のために
  - ・ 「心の教育の日」の設定
  - ・ 「与論のことわざ」「郷土の先人」「続・郷土の先人～不屈の心～」等の活用の推進
  - ・ 地域の人材活用の推進
- 特別な教科「道徳」の充実のために
  - ・ 「考え、議論する道徳」の授業実践・充実
  - ・ 地区道徳教育研修会への参加

#### 2 生徒指導の充実

「チーム学校」の生徒指導体制を確立し、家庭・学校・地域社会及び関係機関との堅実な連携を深め、心身ともにたくましく、思いやりのある子供の育成に努めます。

- いじめ、不登校等への適切な対応と生徒指導に関する教職員の資質向上のために
  - ・ 生徒指導等連絡会(6月)及び生徒指導担当者会(10月)の実施
  - ・ こ小連携研修会(6, 2月)及び小・中連絡会(3月)の充実
  - ・ 地区不登校対策研修会(8月)への参加
- 学校における生徒指導体制の確立と相談体制の充実のために
  - ・ 「与論町いじめ防止基本方針」の周知
  - ・ SSW(スクールソーシャルワーカー)の配置、SC(スクールカウンセラー)の学校への派遣による相談の充実
  - ・ 学校訪問や定期的な聞き取り等による生徒指導の実態把握
  - ・ 民生委員、保健センター等との連携の充実 ・ 地域の職場との連携
  - ・ 「いじめ問題を考える週間」の設定
  - ・ 校外生活指導連絡会との連携
  - ・ 子ども会育成連絡協議会との連携
  - ・ 教育相談の充実(教育委員会、学校、保健センター、SSW, SC)
- インターネット等に係る問題行動の未然防止、早期発見・早期対応の推進のために
  - ・ 「インターネット安全教室」(5月)における外部講師招聘

### 3 人権教育の充実

教職員の人権意識を高めるとともに、人権意識の啓発の視点に立つ授業に取り組み、子供の人権意識の高揚を図ります。

- 人権教育についての理解・啓発のために
  - ・ 与論町人権教育基本方針の周知・理解の推進
  - ・ 人権同和問題啓発強調月間の設定(8月)
  - ・ 人権週間の設定(12/4～12/10)
  - ・ 様々な人権問題についての理解・啓発
  - ・ 性の多様性に配慮した教育環境づくり
  - ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の理解・啓発
- 教職員の人権意識の向上のために
  - ・ 人権意識の視点に立った授業
  - ・ 「なくそう差別 築こう明るい社会」「実践例集『仲間づくり』」等の活用
  - ・ 県人権同和教育研究大会や人権教育指導者育成研修会等への参加

### 4 体験活動の充実

地域や関係機関等と連携して体験活動の充実を図り、子供の豊かな心を育みます。

- 体験活動の適切な位置づけ及び体験活動の工夫改善のために
  - ・ 東十条小学校交流体験事業(R6)の実施、姉妹盟約44周年記念式典の実施(R6に実施)
  - ・ 十五夜踊りへの参加、鑑賞の推進
  - ・ 集団体験学習への支援(3小合同及び中学校)
  - ・ 「学校支援ボランティア」「学校応援団」「海洋教育地域サポーター」等の人材活用
  - ・ 学校行事等におけるバス支援
  - ・ 「バナウル少年の船」(8/21～8/25)の充実
  - ・ 「ヨロン・おきなわ音楽交流祭」12月の実施
- 食農教育の一層の推進のために
  - ・ 学校の農園や黒糖づくりの場等を活用した農業体験(生産体験)の推進
- ユンヌフトゥバや地域を理解する活動の推進のために
  - ・ 「私たちの与論町」(R4改訂)の活用
  - ・ 社会見学学習の充実
  - ・ 「与論・沖縄の関係を学ぶ学習」の充実(重点学年:小4～小6)
  - ・ ユンヌフトゥバ学習の時間充実
  - ・ 地域人材の活用

### 5 子ども読書活動の推進

読書活動推進計画の着実な推進を図り、学校図書館の充実や関係機関と連携した読書活動を推進し、読書を通じて、乳幼児・児童・生徒の豊かな心を育みます。

- 読書活動推進計画の着実な推進のために
  - ・ 朝読書の推進及び「毎月23日は子どもとっしょに読書の日」の啓発
  - ・ 各学校における推薦図書の利用
  - ・ 学校図書館司書の配置等による学校図書館運営の充実
  - ・ 図書館実務担当者研修会及び司書教諭・学校図書館司書合同研修会(6月)の実施
  - ・ 移動図書館「くじら号」の配車
  - ・ 新1年生町立図書館招待
  - ・ 各種イベントの開催による本に親しむ場の提供

### 6 文化活動の推進

学校において我が国や郷土の伝統と文化に関する関心や理解を深め、それを尊重し継承、発展させる態度を育成する教育を推進します。また子供が文化芸術に触れる機会を拡充し、伝統や文化に関する教育を推進します。

- ・ 図画・作文等のコンクールへの参加促進(町制施行60周年記念事業への参加促進)
- ・ 小中高音楽発表会の開催(11/17)
- ・ 地域の伝統文化活動についての理解促進
- ・ 優れた芸術や音楽に親しむ機会の設定

## 7 食育の推進

「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる子供の育成を図ります。

- 地域・家庭・学校の連携した食に関する指導，食育推進のために
  - ・ 各学校の創意工夫による「弁当の日」の継続(小5～中3)
  - ・ 「早ね，早おき，朝ごはん」の啓発
- 学校給食における安全・安心な食材の使用や地場産物の積極的な活用のために
  - ・ 学校給食センター運営委員会の充実、与論町学校給食食物アレルギー等対応委員会の設置
  - ・ 郷土料理の積極的導入（毎月“ユンヌマサムヌの日”を実施）
  - ・ 生産者等との交流会の実施、食育支援事業の推進
  - ・ 食育支援事業の推進
  - ・ 栄養教諭の兼務発令・給食担当者の充実

## 8 体力・運動能力の向上

子供の体力・運動能力を的確に把握し、生涯健康で生活するための基礎となる、体力・運動能力の育成に努めます。

- 積極的にスポーツに親しむ習慣の育成のために
  - ・ 「体力アップ！チャレンジかごしま」への参加
  - ・ 離島中・高生の県大会等参加助成
  - ・ スポーツ少年団活動への協力，大会等の開催
  - ・ 体力テストの結果分析を活かした保健体育活動
  - ・ 小学校体育連盟との連携した水泳記録会，陸上記録会の実施
  - ・ 外部人材の活用による体育に関する指導の機会の確保
  - ・ ヨロンSC(スポーツクラブ)との連携
  - ・ 地域運動部活動の推進・充実

## 9 健康・安全教育の充実

養護教諭部会や医師，薬剤師，保健所等との連携により，健康教育や安全教育の推進を図ります。

- 健康教育のために
  - ・ 健康診断，衛生検査の実施
  - ・ 地区養護教諭等研修会への参加
  - ・ 学校等欠席者・感染症情報システムの運用
  - ・ 町学校保健会への支援
  - ・ 「与論町総括安全衛生委員会」の開催(6月，2月)
- 安全教育の推進のために
  - ・ 防災訓練の実施
  - ・ 防災教育の充実

## (重点施策2) 社会の変化に対応し、自立する力を育む教育

子どもたちが変化の激しいこれからの社会で、適切に対応して生きるために、**主体的・対話的で深い学び**の充実、教育環境の整備を推進し、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や「表現力」を伸ばす教育を推進します。特に、個別指導や自主学習の推進を図り新学習指導要領の趣旨に基づく学びに向かう力の醸成に努めます。また、本町で継承されている伝統文化を尊重し、それらを育んできたふるさと・郷土や国を愛し誇りにする精神を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、情報教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育など、子どもの状況に応じた教育の推進にも努めます。

### 1 学力向上施策の推進

主体的・対話的で深い学びの推進を図り、家庭と連携・協力しながら確かな学力の定着を目指します。  
〔P8(参照)「学力向上推進策」4つの視点〕

- 学びの質を高めるために
  - ・ 学力向上等に関する研修会等  
(学校訪問、学力向上対策委員会、中高合同職員会議、こ小連携研修会、教職員等夏季研修会)
  - ・ 主体的・対話的で深い学びのための授業改善の工夫
  - ・ A L Tの配置と効果的活用の推進
  - ・ 校内研修、研究授業、授業づくり等への指導主事派遣
  - ・ かがしま学力向上支援Webシステムの活用
  - ・ 諸検査の分析と結果の効果的活用  
(全国学力・学習状況調査：4/19)  
(鹿児島学習定着度調査：1/17～1/19)
  - ・ 特別支援教育支援員の配置と特別支援教育支援員研修会(4/20)の実施
- 学習習慣の形成のために
  - ・ 与論町自主学習推進プランの実施と推進
  - ・ 各種検定受検への補助
  - ・ 「20分×学年」を目標とした、家庭学習の時間の確保
- 教育課程の完全実施のために
  - ・ 教育課程実施状況の確認と助言
  - ・ 授業時数確保の工夫
  - ・ 土曜授業の実施状況確認と助言(原則年10回の実施と内容の充実)

### 2 特別支援教育の推進

関係機関との連携を図りながら、特別支援教育に関する指導や就学支援の体制を整え、すべての幼児・子どもの教育的ニーズに応じた教育を推進します。

- ライフステージを見通した相談支援体制の整備のために
  - ・ 関係機関との連携の強化(教育部局・福祉部局・家庭による「トライアングル」プロジェクト)
  - ・ 移行支援シートの周知と活用
  - ・ 特別支援教育支援員の配置と特別支援教育支援員研修会(6/9)の実施
  - ・ 教育支援委員会の実施(6月、11月、2月)
  - ・ 大島養護学校による巡回相談の実施
  - ・ 就学相談会の実施(9/26～9/28)
- 一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実のために
  - ・ 特別支援教育連携協議会の充実(6月、11月)
  - ・ 小学校とこども園との連携の充実
  - ・ 特別支援教育就学奨励費の支給
- 特別支援教育に対する正しい理解促進のために
  - ・ リーフレットの活用等による、保護者及び住民への啓発
  - ・ 「特別支援学級交流学習会」への支援
  - ・ 就学時健診時における教育講演会の実施
  - ・ 「ことばの育ち」研修会の実施(9月)
  - ・ こども園研修会での指導・助言(2園体制に伴う保育・教育の充実)

### 3 キャリア教育・進路指導の充実

関係機関との連携や、ICT機器を活用して、将来の島だちを見通した早期からのキャリア教育・進路指導の充実に努めます。

- 社会の変化に対応した教育の推進のために
  - ・ プログラミング教育の充実
  - ・ 海洋教育の場を生かした、地域に根ざすキャリア教育の実現
  - ・ 中高一貫教育（連携型中高一貫校）の充実
  - ・ キャリアパスポート「夢ファイル」の効果的活用
  - ・ でっかい夢語り大会の実施（隔年）：R6, R8
  - ・ 与論町子ども議会～ゆめ議会～の実施（隔年）：R5, R7
  - ・ A L Tの配置，S E T加配の効果的活用
  - ・ G I G Aスクール構想に基づくICT機器の計画的な整備

### 4 郷土・伝統文化教育の推進

郷土のよき教育風土を生かしながら、現在の社会の要請に応える教育を推進し、夢実現を目指す子どもの育成に努めます。

- ・ 各校におけるユニフトップバ学習の教育課程への位置付けと内容の充実
- ・ 「ユニフ検定」の改善・実施
- ・ 海洋教育の推進・充実（3小学校の教育課程の工夫・改善と中学校との連携強化）
- ・ 与論カルタ大会（12/17）の支援
- ・ 「与論ことわざカレンダー」の掲示と時機をとらえた説明
- ・ 十五夜踊りの保存と継承の支援
- ・ 校外学習時における施設の減免措置

### 5 海洋教育の推進

社会の変化に対応した教育の一環として、地域学に海を中心に据えた海洋教育を推進します。〔P9（参照）海洋教育推進を通じた人材育成〕

### 6 幼児教育の充実

幼児教育の重要性を踏まえ、個に応じた指導の充実にを図り、こども園の職員の資質を高め、幼児教育の充実に努めます。

- 子どもの発達段階に応じた適切な教育課程の編成・実施のために
  - ・ 2園体制に伴う幼児教育の充実
  - ・ 児童発達支援センターとの連携の充実
  - ・ 園長研修会（5月，2月）の充実
  - ・ こども園部会による「こども園研修会」への支援
  - ・ こども園のカリキュラムの点検（「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」に基づく）
  - ・ こども園訪問における指導助言
- こども園と小学校の連携強化のために
  - ・ アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムへの指導助言
  - ・ こ小連携研修会の実施（6月，2月）

### 7 社会の変化に対応した教育の推進

刻々と変化する社会の状況に対応できる知識と技能を身に付けた子供の育成に努めます。

- 環境教育，海洋教育
- 福祉教育・ボランティア活動
- 国際理解教育
- 消費者教育・金融教育
- 情報教育，教育機器の活用，一人一台タブレットの持ち帰りと活用
- 主権者に関する教育
- 防災を含む安全に関する教育



## 与論町人権同和教育の基本方針

### 1 与論町人権教育・啓発基本計画

私たちが従来認識していた人権問題、例えば同和問題や男女差別、児童虐待やいじめ等は、これまで対策を講じながらも社会に根強く残っているのが現状です。加えて、インターネットの普及による個人への誹謗中傷やヘイトスピーチ等、新たな人権課題も出てきたことで事態は一層多様化・複雑化し、お互いが容易に侵害し侵害される危うさをはらんだ社会となってきています。こうした人権課題に対し、国や県は人権教育・啓発基本計画に則り対応を進めているものの解決には至っておらず、より一層の対策が望まれているところです。

一方、本町においては、これまで、「人権侵害の事例になじみが無い」、もしくは「認識の違いから当事者や周囲が人権問題と気付かない」、「問題が起きた場合でも表面化を避け情報共有がなされない」といった事例が散見されます。

そこで、既に策定されている「与論町人権教育・啓発基本計画」を踏まえながら、教育・啓発活動によって住民が人権問題を「自分ごと化」し、意識を高め、問題を解決していくことが望まれます。

与論町教育委員会は、以上の趣旨により、人権教育と啓発活動を効果的に推進していきます。

### 2 人権同和教育の推進に当たって

「人権教育は全ての教育の基本」という認識のもと、自他の大切さを認めることができる子供を育成し、保護者・町民の人権感覚を高揚させます。

そのために、学校教育、家庭教育学級、各種研修会、講座、講演会、人権教室等の様々な機会を捉え、以下の17の人権課題の啓発と解決に努めます。

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| ① 女性               | ⑩ 刑を終えて出所した人          |
| ② 子ども              | ⑪ 犯罪被害者等              |
| ③ 高齢者              | ⑫ インターネットによる人権侵害      |
| ④ 障害のある人           | ⑬ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等  |
| ⑤ 部落差別（同和問題）       | ⑭ ホームレス               |
| ⑥ アイヌ              | ⑮ 性的指向・性自認（性同一性）      |
| ⑦ 外国人              | ⑯ 人身取引（性的サービスや労働の強要等） |
| ⑧ 感染者等             | ⑰ 東日本大震災に起因する人権問題     |
| ⑨ ハンセン病患者・元患者・その家族 |                       |

### 3 人権教育・啓発の取組の方向（「与論町人権教育・啓発基本計画」より抜粋）

- |  |
|--|
| <p>① 学校における人権教育に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校における人権教育の組織的・計画的取組の推進と、教職員の資質・指導力の向上</li><li>・ 教職員研修の充実</li><li>・ 学習教材・資料の整備</li><li>・ 家庭・地域、関係機関・団体との連携及び校種間の連携</li><li>・ 組織的な取組と点検・検証</li><li>・ 学校・家庭等への情報発信・普及</li></ul> <p>② 社会教育における人権教育に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 多様なニーズに対応する学習機会の提供</li><li>・ 家庭や地域の教育力の充実のための事業の推進</li><li>・ 町民主体の取組の推進及び連携の強化</li><li>・ 学習内容の充実及び教材の開発、整備、情報の提供</li><li>・ 人材の育成・資質の向上</li></ul> |
|--|

### 4 特定職業従事者に対する研修・啓発

人権教育に関わりの深い特定の職業に従事する者（町職員、教職員、医療・保健関係者、福祉関係者等）に対して、人権教育に関する研修・啓発活動を重点的に行います。

特に教職員に対しては、町と教育委員会事務局が連携を密にし、学校における人権教育を推進するための研修の充実を図るとともに、人権教育担当者会の開催や校内研修等の支援を行い、教職員の資質と指導力の向上に努めます。

「学力向上推進策」 4つの視点

\*学力アップフォーウェイ・セブン作戦（平成26年度策定）

変化の激しい社会で困難を乗り越えて積極果敢にたくましく生きる人間の育成

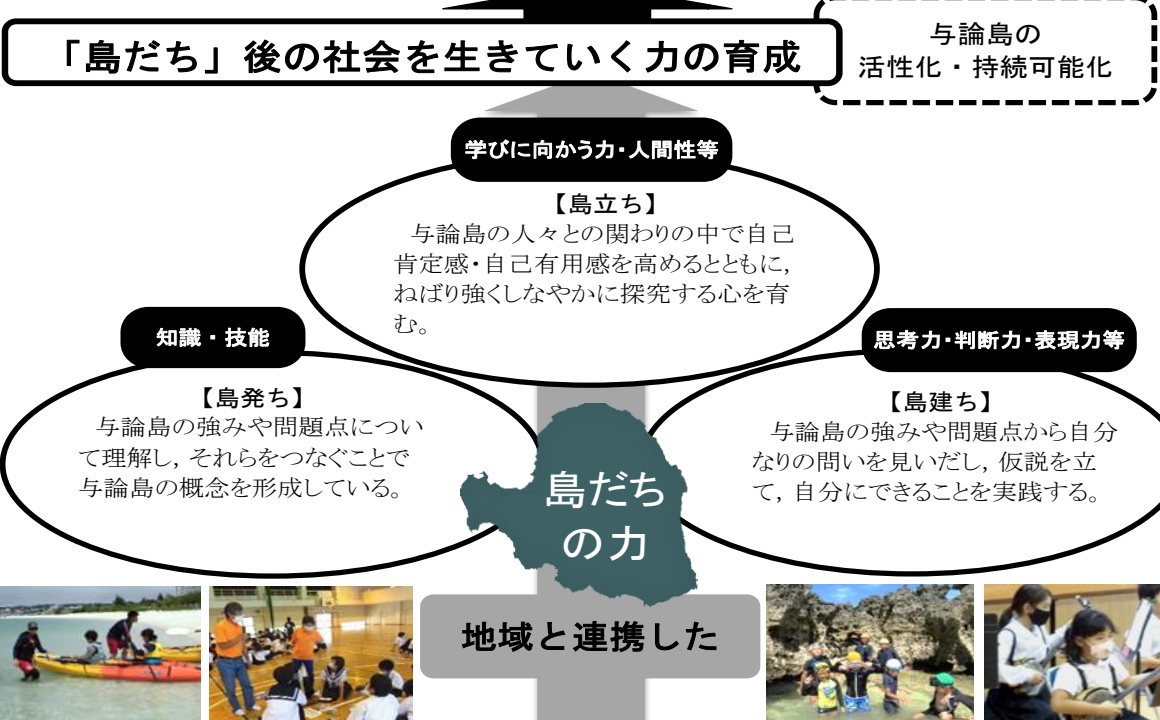
生きる力の育成

<p>1 組織としての取組</p> <p>(1) 与論町教育研究会，与論町学力向上対策委員会の充実，（土曜授業の充実）</p> <p>(2) 各種研修会や教科部会等の充実，具体的な解決策検討や研究授業実践 ・茶花小学校研究公開の充実（算数）</p> <p>(3) 学校訪問における学校の課題解決に向けた協議の充実</p> <p>(4) こ小中高連携による一貫した学力向上対策の推進・充実（<u>与論町自主学習推進プランの活用</u>：R4年から4年生全員に配付）</p> <p>(5) <u>学力向上アクションプランによるP D C Aサイクルの充実</u></p> <p>(6) P T Aとの連携による家庭学習の推進</p> <p>(7) 小中高や地域が連携した海洋教育の推進</p>	<p>2 授業改善への取組</p> <p>(1) 「授業充実の3ポイント」を位置づけた授業づくり</p> <p>(2) 授業の質的向上への改善・工夫 ア 「主体的、対話的で深い学び」のための授業改善 イ 「学び方」指導の充実（授業の受け方，宅習の仕方，グループ学習の在り方，ノートの取り方，発表話型の揭示等）</p> <p>(3) 校内研修会の充実・活性化，講師招聘による研究授業の充実</p> <p>(4) 個の実態把握とニーズに応じた細やかな指導の推進（個別最適な学びと協同的な学び）</p> <p>(5) 教育実践記録の活用と応募促進，応募を見通した年間を通じた研修</p> <p>(6) 「研究指定校」の実践による教職員の共同研究実践の推進</p> <p>(7) 校外研修への参加促進 *こども園研修の充実</p>
<p>3 きめ細かな指導の充実</p> <p>(1) 学習態度（躰）の指導，学級・教科経営の充実</p> <p>(2) 教育課程の円滑な実施と個に応じた指導の充実</p> <p>(3) 思考力・判断力・表現力を身に付けさせる<u>学習過程の工夫</u>や学習の場の設定</p> <p>(4) 習熟度別学習や少人数指導の学習指導や，I C Tの活用等指導方法改善の充実（研修機会の拡充）</p> <p>(5) 補充・発展学習の機会の確保と，一単位時間の充実や放課後学習等を含めた個に応じた指導の充実</p> <p>(6) スクールサポートスタッフ（特別支援教育支援員，S S W等）の活用と連携の充実</p> <p>(7) 児童生徒の個性の伸長を図る各種作品・コンクールへの応募や新聞投稿促進</p>	<p>4 家庭・地域との連携</p> <p>(1) 基本的な生活習慣の確立 「早ね，早おき，朝ごはん」運動の継続</p> <p>(2) 与論町の家庭学習時間確保「20分間×学年」の啓発と定着</p> <p>(3) こ小中連携による朗読教育の推進（美文，古文，英語・日本語の格言，与論町や奄美のことわざ・ユネスフトッパ）</p> <p>(4) <u>学習の意義，学び方，学ばせ方の多様な方法の理解促進のための広報の充実</u></p> <p>(5) <u>学年に応じた「自学」と「教え合い・学び合う」時間の確保</u></p> <p>(6) 「夢育成」を図る教育の推進</p> <p>(7) 高齢者との交流促進による「生き方」指導や「生涯学習」の促進 地域の人材の智恵と経験を生かす活動の推進（土曜授業の推進：H27～）</p>

夢づくり，体力・気力づくりの推進

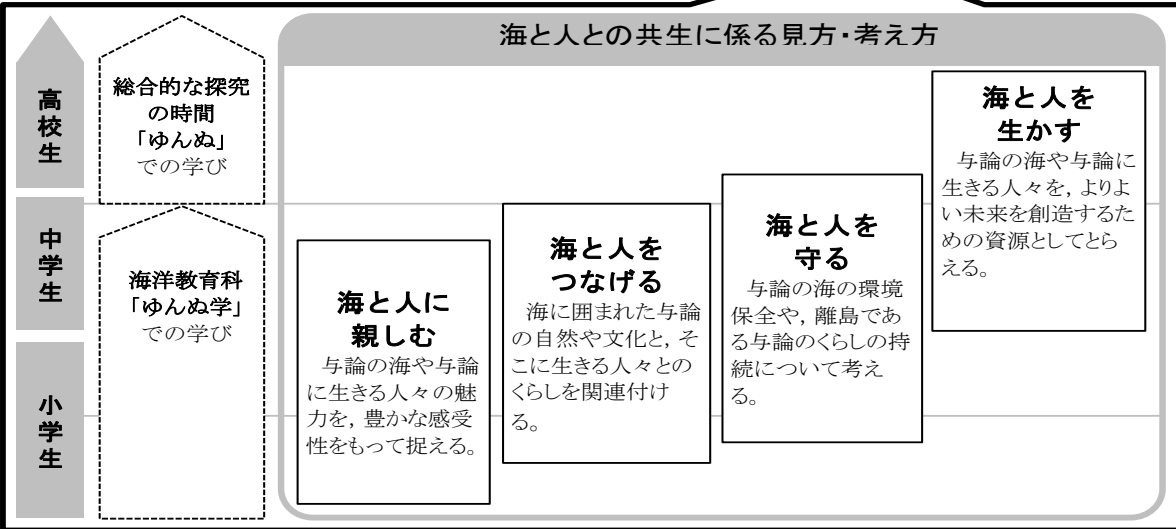
生きる力の育成とは，生きる力を「知・徳・体のバランスのとれた力」と捉え，「確かな学力や豊かな人間性，そして健康・体力の備わった人間育成」を目指すものである。（学習指導要領）

# 誠の教育



**【与論町の海洋教育の目標】**

海と人との共生に係る見方・考え方を働かせ、与論島の海とくらしの課題について探究することを通して、「島だちの力」を身に付ける。



- 与論町の海洋教育において目指す学びの姿**
- <小学校卒業時まで> 与論に生きる人々との関わりの中で与論島の強みや問題点について理解し、学んだことや行動したことを自分なりの言葉で発信することができる。
  - <中学校卒業時まで> 探究のプロセスを活用しながら与論島の強みや問題点に迫り、与論に生きる人々との関わりの中で、自らの生き方や進路について考えることができる。
  - <高校卒業時まで> 与論島に関する広範な知識をもとに探究を深め、社会的評価を受けることにより、自己肯定感・自己有用感を高めるとともに、ねばり強くしなやかに探究する心を身に付ける。
  - <高校卒業後～> これまでに身に付けた「島だちの力」を生かし、それぞれの社会を生き抜くことができる。

## (重点施策3) 信頼され、地域とともにある学校づくり

適正な教育活動のために、コミュニティ・スクール構想を視野に入れ、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聞き、意見交流が行える、開かれた学校・信頼される学校づくりを推進します。

### 1 開かれた学校づくりの促進のために

地域住民、保護者との連携・協力を推進し、学校の教育活動がより良く理解されるための活動を推進します。

- ・ 地域が育む「かごしまの教育」県民週間(11/1～11/7)の充実
- ・ 学校評議員の委嘱
- ・ コミュニティスクールへの移行の理解促進
- ・ 教育委員会ホームページの運用（学校ホームページやブログの充実）
- ・ 教育委員会便り「誠風」の発行

### 2 学校や子ども園経営の充実

学校の教育活動を適正に評価し、学校教育に対して幅広く意見を聞くことにより、開かれた学校づくり・信頼される学校づくりを推進します。

#### ○ 学校・園経営を充実させるために

- ・ 校長研修会、校長・園長研修会、教頭研修会等による指導助言
- ・ 学校訪問時における指導助言（定期訪問年2回）

### 3 教職員の資質向上

教育の動向や教育課題を踏まえ、各種研修会を通して教職員の資質向上に努めます。また、教職員の修養に資する研修会の開催に努める。

#### ○ 職員研修の充実のために

- ・ 校長、園長、教頭への資料提供、指導助言
- ・ 校内研修会等への指導主事派遣
- ・ 各種研修会の実施（学力向上対策委員会、こ小連携研修会、教職員等夏季研修会、子ども園研修会、生徒指導等連絡会、転入教職員等研修会、その他、各種担当者研修会）
- ・ 短期研修移動講座へ参加促進
- ・ 奄美教育実践記録への積極的な応募

#### ○ 服務規律の厳正確保のために

- ・ 「信頼される教職員・学校を目指して『体罰防止ハンドブック』」の活用
- \* 子どもと向き合う教職員の基本姿勢（MOM=M：見つめる・O：思いをめぐらせる・M：向き合う）の理解深化と修養の機会確保
- ・ 不祥事防止強化月間の設定(12月)
- ・ 宣誓式、転入教職員等研修会での啓発（4月）
- ・ 服務規律の年間指導計画による確認

#### ○ 業務改善・働き方改革の推進

- ・ 「与論町立学校における業務改善方針」の周知徹底
- ・ 中学校における部活動改革の推進（部活動指導員の活用、土日の部活動の地域移行）
- ・ ストレスチェックの実施 ・ 統括安全衛生委員会
- ・ 教育委員会主催の研修会や各種行事の見直し
- ・ 学校の働き方改革についての住民への理解啓発（広報「よろん」や町教委HPにて）

#### 4 安全・安心な学校の体制づくり

子供が安心して学ぶための体制づくりに努めます。

- 施設・設備等の維持管理の充実
  - ・ 各学校の定期的な安全点検の情報共有
  - ・ 事務職員等との合同安全点検の実施（7月）
  - ・ 消防点検，衛生検査の実施
- 学校の安全に関する体制整備のために
  - ・ 「学校における危機管理マニュアル」の整備と活用
  - ・ 災害時における校長会との連携
  - ・ スクールガードリーダーの配置
  - ・ 通学路安全推進会議の実施（年2回）
  - ・ 校外生活指導連絡協議会の実施（5月，7月，12月，3月）

#### 5 教育環境の整備・充実

教育環境を充実させ，子どもたちの学びを支えます。

- 施設・設備等の整備・充実のために
  - ・ 年次計画に基づいた補修・整備の実施
  - ・ 修繕費等予算の確保と計画的な執行
  - ・ 新与論町学校給食センターの建設用地購入と基本設計・実施設計策定
- 教育備品等の充実のために
  - ・ 備品等の計画的な購入（G I G Aスクール構想も踏まえて）
  - ・ 学校図書館システムの効果的利用
  - ・ 学校予算等説明会の開催（4月）
- 学校規模の適正化のために
  - ・ 与論町立那間小学校基本構想策定委員会の設置と開催

#### 6 特色ある学校づくりの推進

- 特色ある学校づくりの推進のために
  - ・ 「誠の教育」，「島だちの教育」の推進
  - ・ 学びに向かう力の育成（課題を見つけ，協力して調べる，発表する学習形態）
  - ・ ユンヌフトゥバ学習の工夫・改善
  - ・ 各種検定への取組の促進（小学校5年生以上への受検の勧め）
  - ・ 海洋教育の推進（教育課程の工夫改善、地域サポーターと学校との連携の充実）

#### 7 与論高等学校との連携

島だちの教育，「誠」の教育の具現化のために，こども園，小学校，中学校との連携を充実させ，島に誇りを持ち，夢や希望を抱き，誠実に粘り強く学び，努力し理想を追求しようと出発する生徒を見届けるよう努めます。

- 連携・交流
  - ・ 連携型中学校及び連携型高等学校における講師による相互乗り入れ授業の実施
  - ・ 教育に関する情報交換の場の設定（連携の充実）
  - ・ 与論中・高等学校全学年2学級プロジェクトの工夫・改善（事務局部会の充実）
  - ・ 魅力ある学校づくりの推進（こども園，小学校，中学校，高等学校）
  - ・ 教職員間，保護者，P T A，地域，教職員等の交流推進
- 全学年2学級存続への取組
  - ・ 「ふるさと留学制度」の充実（地域おこし協力隊の活動の充実）
  - ・ ふるさと留学生受け入れと住宅の整備（アダン住宅の整備計画策定）
  - ・ ふるさと留学生制度の周知と留学生募集（継続）

## (重点施策4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくり

各種グループ、関係団体・機関、連盟、PTA活動の活性化と充実を図り、体育・スポーツ・伝統・文化的な地域行事を通して、地域全体で子どもを守り育てるための取組を推進します。

### 1 地域ぐるみでの子どもの育成

関係機関との連携を図りながら、地域が学校を支援するための体制づくりを進めます。

- 地域が学校を支援する体制づくり推進のために
  - ・ 学校支援事業の実施
  - ・ 子ども会育成会連絡協議会の活性化
  - ・ 「子ども会大会」「与論カルタ大会」の充実
  - ・ 地域行事への積極的参加
- 地域人材活用推進コーディネーターの育成のために
  - ・ コーディネーター候補者の発掘
  - ・ 生涯学習リーダー養成研修会への参加
- 青少年リーダー育成のために
  - ・ ジュニア・リーダー研修会への参加
  - ・ 「ヨロンパナウル少年の船」事業の充実
  - ・ 子ども会育成連絡協議会との連携の充実
  - ・ 校外生活指導連絡会との連携の充実
  - ・ PTA連絡協議会との連携の充実
  - ・ 県・地区の研修会への参加

### 2 家庭及び地域の教育力向上

家庭や地域の教育機能を高め、基本的な生活習慣についてのしつけが徹底されるよう啓発活動に努める。

- 家庭や地域の教育機能を高めるために
  - ・ 「青少年育成の日（第3土曜日）」
  - ・ 「家庭の日（第3日曜日）」
  - ・ 「育児の日（毎月19日）」の啓発
  - ・ 町民一斉清掃の日の設定と啓発
  - ・ 子ども会花壇づくり研修会、花壇コンクールの実施
  - ・ 「早ね、早おき、朝ごはん」の啓発
  - ・ 「人の子も、わが子も、みんな地域の子」啓発
  - ・ 「土日の有効活用の基本方針」の啓発
  - ・ スマートフォン等の長時間使用の防止（継続）

※地域行事に積極的に参加しましょう。

### 3 家庭教育支援の充実

家庭教育についての学習機会や支援の充実に努めます。

- 家庭教育についての学習機会の充実のために
  - ・ 家庭教育学級の開設
  - ・ 子育て支援講座の実施
  - ・ 家庭教育相談員の育成・研修会の実施
  - ・ 子育てに関する相談事業の実施
  - ・ PTA活動との連携
  - ・ 与論町PTA活動研究大会や与論町保健研究大会の充実

#### 4 「特色ある教育」の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会で、課題に適切に対応して生きるために、「誠の教育」を核にし、風格のある教育の実現を目指します。そのために、学校教育、家庭教育、社会教育を融合させ、町民すべてが協力し、あらゆる場と機会を捉えて、次のような特色ある教育の推進を図ります。

##### ア 「誠の教育」の推進

与論島には、昔から「誠」を重んじる教育風土があります。与論小学校の校訓は「至誠」、茶花小学校の校訓は「誠」「負けじ」「学び」、那間小の校是は「向学」「誠実」「開拓」、与論中学校の校訓は「誠」です。

誠の意味には「真実」という意味も含まれます。また、その作りから言ったことを成すという有言実行の精神や成すべき事を言う積極性も含まれます。そのような意味から誠の教育は、島だちをする子どもたちに生きて働く知識や知恵、豊かな心とたくましい体を育む本物の教育ととらえます。与論町教育委員会は、誠の教育具現化のために、教職員、保護者、地域住民が一体なって幼児教育、青少年育成が充実するように努めます。

##### イ 「島だちの教育」の推進

ほとんどの子どもたちが進学等のために島を離れます。島の諺「思(ム)イドゥ運命(ヌサリ)、請(フィ)ドゥ幸運(ウブン)」をベースに、それぞれの幼児及び児童生徒の発達段階に応じた夢を育て、国内外に羽ばたく人材を育成するために「島だちの教育」を推進します。

島を離れる(発つ)時まで、生きるための基礎的・基本的な知識や知恵、技能、生活習慣の習得をすることが重要であるという認識に立って保育・教育を行います。

さらに、将来与論島に帰ってきて島を興す(島を建てる)人間育成を行うことや、将来他の地でしっかり自立できること(他の島に立つ)やリーダーとして活躍できることも目指すという3本の柱(発つ、建てる、立つ)を意識して一人一人への指導を行うという意味で島だちの教育ととらえ推進します。

##### (1) 島だちのための学びの充実

###### ① こども園での3～5歳児の詩・美文・ことわざ等の暗唱活動の推進

本好きで、絵本が読める等、年齢や発達段階に応じた読書指導(教科書をしっかり読むことも含む)の充実を図ります。

###### ② ユンヌフトゥバ学習の機会の拡充

与論の方言に愛着をもち、使える技能を高めるとともに、外国語や地域の言葉に対する意識の高揚や文化に対する興味・関心を高めます。

- ・ 与論ことわざカレンダーの活用
- ・ 道徳資料「与論のことわざ」の活用
- ・ 挨拶時や町内放送によるユンヌフトゥバの使用
- ・ 方言劇等の鑑賞、学習発表会におけるユンヌフトゥバの活用(こども園、学校)
- ・ ユンヌフトゥバを伝承する活動団体の支援

###### ③ 郷土教育資料(町誌やユンヌの歩み等)活用の推進

- ④ グローバル化への基礎的な対応の推進
  - ・ 各種検定への受検を推進し、自主性と学ぶ意欲の向上や学び方の向上を図ります。
  - ・ 漢字検定と英語検定への小学生の参加やユンヌ検定受検への参加を促進します。
  - ・ 情報教育の充実（特にタブレット活用の推進）
- (2) 郷土を愛し郷土を創造的に発展させようとする心を育てる実践活動の促進
  - ① 美化緑化活動の推進
    - ・ 「植栽の日」の啓発：みどりの日と敬老の日の前後を「植栽の日」とし、植栽意識高揚を図るための啓発活動を行います。植樹祭への参加促進を図ります。
    - ・ 島の防災・暴風や景観を考慮し、与論S Cの教育植樹事業、自治公民館活動等の連携を図り、島にふさわしい植樹活動を推進します。
    - ・ 花壇コンクールの継続と成果の啓発～子ども会、地域女性団体、老人クラブ等の花壇づくりの推進を図ります。
    - ・ 「一日一個ゴミ拾い」運動の推進をします。
  - ② 「あいさつ日本一」運動
    - ・ 時・場・相手に応じ（英語等の外国語を使ったり、方言を交えたりして）、心のこもったあいさつをする。
  - ③ 子ども議会の充実（令和元年より隔年開催）
  - ④ 「誠の島宣言」の実践 ※子ども会大会で朗唱をし、意識化を図ります。

- ㊦ 真心のこもったあいさつを交わし、「トートウガナシ」の心を示します。
- ㊧ 根気・元気・やる気を出して心身を鍛えます。  
ウヘ ウヘ ナ ナ ナ ター マイ アブシカラ  
 「馬鹿ラバ馬鹿り 熟シユラバ 熟シ 熟シ 田ヌ 米ヤ 畦枕」の精神を大事にします。
- ㊨ 共に汗して仕事や学習に励み、家持ち・島持ち・国持ち・世持ちに努めます。  
ム ヌサリ フィ ウブン
- ㊩ 望みを高くもち、「思イドウ運命、請ドウ幸運」を大切に努力します。
- ㊪ 自然を愛し、花と緑の美しい町づくりに励みます。
- ㊫ 守るべききまりなどを守り、自己反省に努め心を豊かにします。

- ⑤ 島の歴史や文化を学び・発表する機会の拡充
  - ・ 海洋教育の充実
  - ・ 文化財防火デーへの参加促進
  - ・ 各種発表会や敬老会等での方言を取り入れた劇の推進
  - ・ 十五夜踊りへの小中学生の参加促進
  - ・ 与論（ユンヌ）カルタ大会の継続と充実
- ⑥ 島のことについて簡単な英語で紹介できる（観光案内）中学生の育成
- ⑦ 中学校卒業までに与論町民憲章や与論町民歌の歌詞を覚えたり、与論音頭を踊れるように努める幼児・児童・生徒の育成
- ⑧ 時を大事にする意識の高揚  
 今日を充実させるために「今日ですよ 今日ですよ」（ヒュー ドゥーヤー ニヤドゥーヤー）という考えを大切にする。
- (3) 心身の鍛錬や技能修得等に励み、たくましく生き抜く力の基礎の育成
  - ① 「弁当の日」の設定による食育の推進  
 小学校5年生から中学校3年生までを対象に、年間2回以上「弁当の日」を設定し、自分で弁当を作ることができるように努めます。（令和5年度は10年目。毎年、成果と課題を踏まえて回数や内容等を工夫する。）～テーマ設定などを行い、地産地消、島だちの教育、食育の推進、料理のスキル修得、命の尊さ、感謝を実感する場などを意図的に設定・実践します。
  - ② 「特技修得」の推進  
 義務教育修了段階までに2000（1500）Mが泳げるようにします。また、「民謡、エイサー、三味線、指笛、太鼓、手踊り」のうちいくつかの修得を目指します。



## 5 「土・日の有効活用」の基本方針

### ア 基本的な考え方

与論町にある自然・風土・文化・歴史等の環境を活用し、町民総ぐるみ（学校、家庭、地域が連携・協力）で、「個性が輝き島が輝く誠の教育」の実現を目指し、児童・生徒一人一人に生きる力を育む教育を充実することです。

具体的には、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の確かな学力を身に付けさせることです。知識も知恵も、また主体的な行動に結びつく技能も習得させるようにすることです。

そのためには、学校教育と社会教育が相互補完し、個々に応じた学びの場や機会を提供し、一人一人が主体的・計画的にそれらを活用し、島だち（発つ、建てる、立つ）できるようになることが大切です。

学習活動も含め、心豊かでたくましく生きることのできる人づくりのための生活体験や社会体験の学びの場の再構築を行うために、「土日の有効活用基本方針」を次のようにします。

### イ 土日の活動内容 ＊土・日は原則家庭での活動日

※ 第3土曜日は青少年育成の日、第3日曜日は家庭の日であり、原則、午前中をその目標にあった活動を中心にを行いそのほかの趣旨の団体活動は自粛する。

※ 土曜授業は、平成27年度から原則月1回第二土曜日の午前中に学校で行われている。

授業のことです。（令和5年度は4・8・2・3月を除く8回）

	第1	第2	第3	第4
土曜日	① 親の生業体験や職場体験活動に親しむ	<u>＊土曜授業＊（午前中のみ）</u>	＊ 青少年育成の日 ⑤ 子ども会活動 ふれあい活動	③ 図書館利用等
	⑦ 夢育成事業	③ 図書館利用、ユンヌブトゥバ・英会話、その他 ⑦ 夢育成事業（各学校単位の土曜日の午後の活動）	（子ども会活動） （ふれあい活動） ⑦ 夢育成事業	⑦ 夢育成事業
日曜日	② 花いっぱい活動	④ 自主活動（主体的な学習や研究、体験活動等）	＊ 家庭の日 ⑥ 町民一斉清掃への参加（各集落ごと）	④ 自主活動

青少年育成の日、家庭の日は鹿児島県の推進する事業です。同様に毎月19日は育児の日です。

### ウ 活動内容について

#### ① 親の生業体験や職場体験活動

- ・ 親の生業（生活を支えている仕事）を見学したり、話を聞いたり、体験したりする活動。  
この日以外の日も可。自立に向けた活動（清掃や洗濯、料理等も貴重な体験です。）

#### ② 花いっぱい運動

- ・ 各家庭の花壇や花鉢・プランター等の植え付け及び手入れをして、花を増やす。
- ・ 子ども会や地域女性団体連絡協議会・老人クラブ・自治公民館等を単位として、現在の子どもの会の花壇に加えて、路傍その他の花壇の整備充実を図る。
- ・ 防災（防風・防火、防砂、防潮など）や環境保全を考え・実践したり、将来の森（景観）を意識した土地本来の樹木（与論の土地にあった自然植生）等の植栽を行うようにする。

#### ③ 図書室（館）利用や各種ボランティアによる学習機会の推進

- ・ 地域のそれぞれの人材（学校職員を含む）が、「与論の後輩に伝えたいこと」という得意分野のボランティアによる学習機会を広げる。

#### ④ 自主活動

- ・ 各自の将来の目標と関連づけ、具体的な計画を立て実践・反省させ、次の計画に生かす。

#### （活動例）

1週間の学習の反省や復習。 読書・習い事・絵や作文その他の作品作成。

与論の歴史や民話・伝説、方言・ことわざ、弁当づくり等の調査研究。

昆虫や植物・貝殻採集。 スポーツ少年団活用や部活動その他のレクリエーション活動等。

#### ⑤ 子ども会活動や家族ふれあい活動

- ・ 「青少年育成の日」にちなんで子ども会の活動計画に基づき主体的な活動を行うようにする。
- ・ 子ども会活動終了後は、家族でよく話し合い有効に活用する。

#### ⑥ 町民一斉清掃への参加や家族ふれあい活動

- ・ 自治公民館や各種団体等の単位で活動を充実させ、町民総ぐるみの清掃活動にする。

#### ⑦ 夢育成事業（希望のある小学校、中学校単位で（月1回程度を予定）は、子どもの個性の伸長のため、実態を踏まえて、学校・家庭・地域連携で行う。

## (重点施策5) 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくりを目指します。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に大切なものであり、スポーツ施設の整備と活用に努めます。

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、豊かな心の育成や地域創造につながることであり、一層の文化振興、伝統文化、文化財の保存・活用に努めます。

### 1 生涯学習の推進

各種団体や関係機関との連携を図りながら、活動活性化のための支援に力を注ぎ、社会教育・生涯学習の推進に努めます。

- 社会教育・生涯学習の推進のために
  - ・ 町立図書館の整備・運営の充実
  - ・ 中央公民館の整備・運営の充実
  - ・ 指定管理者との連携の充実
  - ・ 社会教育関係団体との連携の充実

### 2 生涯スポーツの推進

関係機関との連携を図りながら、町民が生涯にわたり年齢に応じたスポーツを楽しみ、健康増進や体力向上ができるよう、幼児から高齢者まで活動できる生涯スポーツの推進に努めます。

- スポーツ推進体制の充実のために
  - ・ スポーツ推進委員連絡協議会の充実
- スポーツに触れる機会を充実させるために
  - ・ 町民体育大会の実施と運営の充実
  - ・ 県民体育大会、大島地区大会への助成
  - ・ 各種スポーツ少年団交歓大会の開催
  - ・ 駅伝競走大会の充実
  - ・ スポーツ交流の促進
- 施設の整備及び管理体制の充実のために
  - ・ 「ゆいLAND」の活用促進
  - ・ 各スポーツ施設の整備・維持管理の充実
- 各種団体との連携のために
  - ・ 町体育協会加盟団体の育成、相互連携強化
  - ・ スポーツ少年団活動の支援
  - ・ 総合型地域スポーツクラブ(ヨロンSC)との連携の充実

### 3 スポーツアイランド構想の推進

地域の活性化を目的に観光の振興(スポーツツーリズム)、新しい産業の創出(特産品開発・販売促進)を関係機関と連携して推進します。

- スポーツを通じた町づくり(スポーツキャンプ、合宿地における地域づくり)のために
  - ・ スポーツ振興(青少年の健全育成)
  - ・ コーチ・トレーナーなど多様な人材の育成
  - ・ スポーツ交流促進

#### 4 文化芸術活動の推進

町民の幅広い芸術・文化活動の推進と自主的な活動を支援し、芸術・文化に親しむ環境づくりに努めます。

- 伝統文化の継承のために
  - ・ 保存と継承者の育成
  - ・ 「ユンヌフトゥバの日」の啓発
  - ・ 「<sup>モン</sup>与論カルタ大会」の充実
  - ・ 「与論のことわざ」カレンダーの活用
- 自主的活動の支援のために
  - ・ 町文化協会との連携
  - ・ 加盟団体の研修
- 芸術・文化に親しむ環境づくりのために
  - ・ 生涯学習フェア・文化祭の充実（11月）
  - ・ 自主文化事業、舞台芸術等の招聘
  - ・ 文化交流促進

#### 5 文化財の保存・活用

昔から連綿と受け継がれてきた貴重な文化財の保存・活用・継承に努めます。

- 文化財の保存・活用・継承のために
  - ・ 文化財保護審議会の活性化
  - ・ 文化財及び埋蔵文化財の発掘・調査
  - ・ 案内板、解説板の設置、周辺整備
  - ・ 文化財指定の促進、保護・管理の徹底
  - ・ 文化財保護意識の啓発
  - ・ 与論城跡の調査の充実、啓発活動の推進、国指定に向けた課題の明確化と取組促進